

安曇野市農業委員会 農地法第4・5条申請の流れ

事前相談	申請前をお願いします。	
申請受付期間	毎月1日～10日の開庁日	
許可書の交付	3,000㎡以下	翌月10日～15日前後
	3,000㎡越え	翌25日～30日前後

※他法令と同時許可の場合
 農地法と同時許可になる法律がある場合は、許可書の交付に時間を要する場合があります。
 (農地法と同時許可:都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法、森林法、砂利採取法、採石法、温泉法等)

農地の転用とは「農地を農地以外のものにする事」をいいます。農地の転用しようとする場合には、必ずその行為を行う前に県知事の許可を受けるか、農業委員会への届出が必要です。

農地法	権利移動	申請者
第4条	なし	農地所有者等
第5条	あり	農地所有者及び転用事業者



意見回答

地区常設・
 常設審議委員会
 ※転用面積が3,000㎡を超えるもの



意見聴取

・定例総会は毎月、月末に開催されます。
 ※農業委員等の改選の月は定例総会が開催されません。
 今後の予定
 令和9年(2027年)7月
 令和12年(2030年)7月
 令和15年(2033年)7月

